

嶺南広域行政組合議会事務局設置条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 嶺南広域行政組合議会に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条により準用する同法第 138 条第 2 項の規定に基づき、事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、嶺南広域行政組合職員定数条例(平成 9 年 7 月条例第 8 号)の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、身分等の取り扱いに関しては、嶺南広域行政組合一般職の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。